

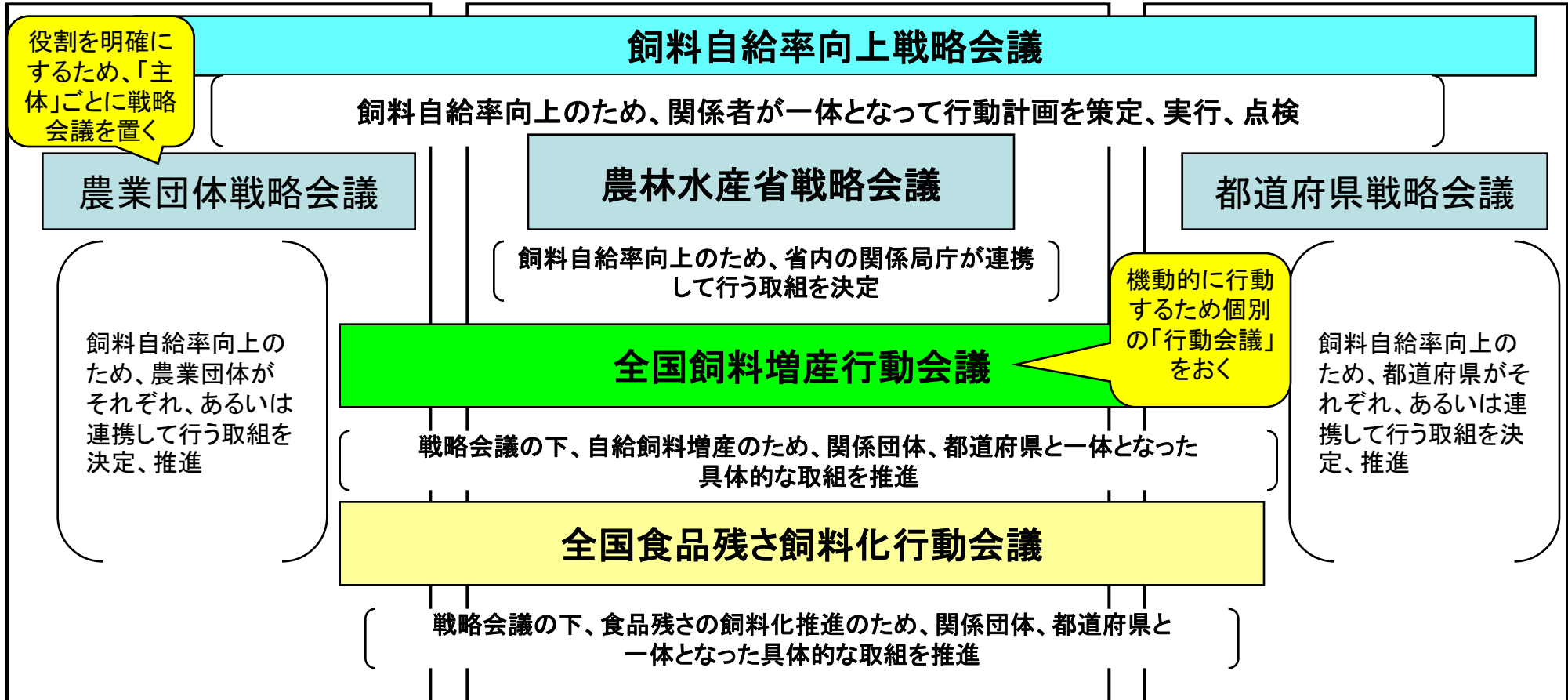
飼料自給率向上特別プロジェクトについて

平成20年3月
農林水産省生産局畜産部

「飼料自給率向上特別プロジェクト」について

(平成17年5月12日発足)

1. 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、国、都道府県、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体等が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって、「飼料自給率向上に向けた行動計画（以下「行動計画」）」を策定、実行、点検する「飼料自給率向上特別プロジェクト」を発足。
2. 上記関係者及び有識者を構成員とする「飼料自給率向上戦略会議」（以下「戦略会議」）において、「行動計画」の策定等を行い、関係者一体となった計画的な取組を推進。
3. 農林水産省、農業団体、都道府県等は、「戦略会議」の決定を踏まえ、それぞれの責任と取組方針を確認。
4. 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、「戦略会議」の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を定期的に開催。



農林水産省飼料自給率向上戦略会議の設置について

1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた飼料自給率目標の実現を図るためには、国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体等の関係者が、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

また、飼料自給率向上のためには、農地の集積や森林資源の利活用方策、飼料作物新品種や関連機械の開発、食品残さの飼料化技術の開発・普及等の取組も重要であり、これらの課題解決に向けて総合的に対処していく必要がある。

このため、農林水産省に農林水産省飼料自給率向上戦略会議（以下「省内戦略会議」という。）を設置し、飼料自給率目標の達成に向け、全省を挙げ取組を推進することとする。

2 構成

（１）省内戦略会議は、以下をもって構成する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議員を追加することができる。

議長：谷川農林水産大臣政務官
議長補佐：生産局長
会議員：総括審議官
技術総括審議官
総合食料局長
消費・安全局長
経営局長
農村振興局長
農林水産技術会議事務局長
林野庁長官

（２）省内戦略会議の下に幹事会を置くものとし、幹事会は以下をもって構成する。ただし、幹事長が必要と認めるときは、幹事を追加することができる。

幹事長：生産局畜産部長

| | |
|-------------|-------------|
| 副幹事長 | 生産局畜産振興課長 |
| 幹事 | 大臣官房 企画評価課長 |
| | 環境バイオマス政策課長 |
| 総合食料局 | 食料企画課長 |
| | 流通課長 |
| | 食品産業企画課長 |
| | 食品産業振興課長 |
| | 計画課長 |
| 消費・安全局 | 畜水産安全管理課長 |
| | 消費者情報官 |
| 生産局 | 農産振興課長 |
| | 畜産企画課長 |
| 経営局 | 構造改善課長 |
| | 普及・女性課参事官 |
| 農村振興局 | 農村政策課長 |
| | 設計課長 |
| 農林水産技術会議事務局 | 研究開発課長 |
| 林野庁 | 木材産業課長 |
| | 計画課長 |

3 活動内容

- (1) 飼料自給率向上に向けた農林水産省行動計画（以下「省内行動計画」という。）の策定
- (2) 省内行動計画に基づく取組の促進
- (3) 省内行動計画に基づく取組状況についての点検・検証
- (4) その他飼料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

会議の事務局（庶務）は、生産局畜産部畜産振興課において行う。

5 その他

その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。